

## 田原市ホームページ広告募集要項

田原市では、財源の確保と地域経済の活性化を目的に、「田原市ホームページ広告掲載要領」に基づき「田原市ホームページ」に掲載する有料広告を募集します。

### 1 広告を掲載する媒体

- (1) 名称 田原市ホームページ
- (2) 掲載ページ トップページ
- (3) URL <http://www.city.tahara.aichi.jp/>
- (4) アクセス数 約17,400件/月  
※平成26年度の実績から算出したデータですので、今後のアクセス件数を保証するものではありません。

### 2 募集内容

- (1) 広告の種類 バナー広告
- (2) 掲載位置
  - ・トップページ下段（ページ読み込みごとランダム入替）
  - ・トップページ右帯中段に1件表示（ページ読み込みごと下段のバナーを順に表示）※掲載位置を指定することはできません。
- (3) 募集枠数 最大5枠
- (4) 掲載期間
  - ・1月単位で最大12月まで連続掲載可とします。
  - ・メンテナンス等市の都合により田原市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数を延長して掲載します。（1日未満は切り捨て）
- (5) 掲載料 10,280円/月
- (6) 広告の規格

サイズ	縦60ピクセル×横170ピクセル
形式	G I F 又は J P E G 形式の静止画
データ容量	10KB以下
デザイン・色	・田原市広告掲載基準に準拠し、市のイメージを損なわないデザインとしてください。 ・むやみに色数を増やさず、文字等が鮮明に読み取れるような工夫をしてください。
禁止表現	・「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン ・アラートマーク ・ラジオボタン・チェックボックス ・検索ボタン ・テキストボックス（入力できるように見えるもの） ・プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの） ・人物画像

- (7) 募集期間 随時  
午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

3 応募資格

- (1) 現在、本市の入札参加の指名停止処分を受けていないこと  
(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第167条の4第2項の各号に該当しないこと  
(3) 田原市広告取扱要綱第8条第2項の規定による業種又は事業者でないこと

4 申込等

- (1) 申込方法 田原市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要書類を添付のうえ、直接または郵送にて提出してください。  
(2) 提出先 田原市役所政策推進部広報秘書課（田原市役所南庁舎4F）  
〒441-3492（住所不要）  
電話：0531-22-0138  
(3) 注意事項 「田原市広告取扱要綱」「田原市広告掲載基準」「田原市ホームページ広告掲載要領」をよくお読みください。

5 選定等

- (1) 選定方法 広告審査委員会で審査し決定します。（要綱第9条参照）  
(2) 審査結果 田原市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）にて通知します。

6 掲載料納付及び広告原稿提出

- (1) 掲載料納付 田原市ホームページ広告掲載決定通知書に添付の納付書にて、記載の期限までに納付してください。（前納）  
(2) 広告原稿提出 田原市ホームページ広告掲載決定通知書に記載の期限までに、データ形式でメール又はCD-Rにて提出してください。

7 関連規程

- (1) 田原市ホームページ広告掲載要領  
(2) 田原市広告取扱要綱  
(3) 田原市広告掲載基準

8 問合せ先

田原市役所 政策推進部 広報秘書課 広報秘書グループ  
〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1  
電話 0531-22-0138  
ファックス 0531-23-1691  
Eメール koho@city.tahara.aichi.jp